（様式第２号） 農地の貸借前に附属物が既に設置してある場合

農用地等の附属物の取扱に関する同意書

　　　農地中間管理事業により貸付・借受した農地における附属物の取扱について、土地所有者（以下、「甲」）、転借人（以下、「乙」）および公益財団法人長崎県農業振興公社理事長（以下、「丙」）は、下記のとおり同意した。なお、当該施設の設置及び管理に関して問題が生じたときは、甲及び乙で協議し、誠意をもって解決する。

１．対象農地

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 農地の所在 | 現況地目 | 取扱面積（㎡） |
| 市町 | 大字 | 小字 | 地番 |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |

２．計画公告日と権利設定期間

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 計画公告日 | 始期 | 終期 |
| 年　　月　　日 | 年　　月　　日 | 年　　月　　日 |

３．対象附属物の所有者　[　甲　・　乙　・　その他　] （その他の場合のみ下記に所有者の住所　氏名を記載）

（住所）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（氏名）

４．対象附属物の内容・引き渡し時の対応等

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象附属物（果樹・農業用施設等） | 設置時期 | 土地の貸借終了時における附属物に関する具体的な対応 | 引き渡す場合の買取請求や有益費の請求 |
|  | 令和　　年　　月 |  |  |
|  | 令和　　年　　月 |  |  |

５．留意事項

（１）　農地貸借契約の存続期間の満了又は解約の場合、当該附属物が甲の所有物であるときには、乙は当該附属物を原状回復後返還することを農用地利用集積等促進計画の共通事項「当該土地の返還」で定めているが、以下の場合には本同意書を作成する。なお、附属物の所有権が第三者にある場合は、所有権者とも協議の上、同意を得ること。

（ⅰ）　乙が附属物を収去することで甲と乙が取り決める場合。

（ⅱ）　乙が甲に附属物を原状回復後引き渡す場合に買取請求や有益費の請求を行うことで甲と乙が取り決める場合。

（２）　「４．対象附属物の内容・引き渡し時の対応等」の「土地の貸借終了時における附属物に関する具体的な対応」には契約終了時の甲と乙の取り決めについて以下を記載する。

（ⅰ）　附属物を収去する場合には「収去する者」及び「収去の方法」。

（ⅱ）　乙が甲に附属物を引き渡す場合には「原状回復後、甲に引き渡す」。

（ⅲ）　第三者に引き渡す等の取り決めを行う場合にはその旨。

（３）　乙が甲に附属物を原状回復後引き渡す場合において、乙が甲に買取請求や有益費の請求を行うことで甲が同意する場合は「引き渡す場合の買取請求や有益費の請求」にその内容を記載する。

（４）　附属物の貸借を行う場合は、附属物の所有者と乙の間で直接貸借契約を締結するものとし、丙はその貸借に関与せず、附属物の貸借に係る管理、修繕、賃料の収受、原状回復等の義務を一切負わない。

（５）　当該附属物の設置を理由とする土地の賃借料の変更は、原則として行わない。

（６）　期間満了時において、当該農用地等の貸借契約を再設定する場合には、甲、乙または附属物の所有権を持つ第三者から異議の申出がない限りこの同意内容は継続するものとする。

（７）　記載されている内容以外の附属物を設置する場合は、別途同意書を作成する。

（８）　甲、乙、丙は本同意書を三部作成し、各人が一部ずつ保管する。

令和　　年　　月　　日

甲（土地所有者）

　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

乙（転借人）

　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

丙（農地中間管理機構）

公益財団法人長崎県農業振興公社

理事長　浦　真樹　　　　　　 　　　　　　　　印

（他に附属物の所有権を持つ者がいる場合は上記に加えてその者の住所・氏名を署名・押印する。）